

## 女性の活躍実態調査業務委託仕様書

### 1 業務の内容

働く女性の意識や取り巻く環境の変化、県内企業における女性活躍の状況及び男女共同参画に関する県民意識の実態を調査する。

### 2 調査方法等

#### (1) 企業アンケート

##### (ア) 調査対象者

県内に本社のある企業 7,000 社

##### (イ) 抽出方法

県内企業の状況を万遍なく把握するため、尾張（名古屋除く）・海部・知多・西三河・東三河の5地域別、日本標準産業分類別（大分類（「公務」除く））、従業員規模別に分析を行うことを考慮したうえで抽出すること。また、調査対象名簿は、受託者が用意すること。

##### (ウ) 調査方法

調査票の配布：郵送

調査票の回収：郵送またはインターネット回答

（受託業者は一定の回収率を確保するための方策をとること）

##### (エ) 調査項目

女性の活躍の状況を問う設問（20項目程度）

##### (オ) 調査期間

2024年8月から9月まで（予定）

なお、調査報告書案（速報版）を2024年10月上旬までに作成、提出すること。

#### (2) 県民アンケート

##### (ア) 調査対象者

県内に居住する18歳以上の県民 3,000人

##### (イ) 抽出方法

住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法

##### (ウ) 調査方法

調査票の配布：郵送

調査票の回収：郵送またはインターネット回答

（受託業者は一定の回収率を確保するための方策をとること）

##### (エ) 調査項目

男女共同参画に関する意識等を問う設問（20項目程度）

##### (オ) 調査期間

2024年8月から9月まで（予定）

なお、調査報告書案（速報版）を2024年10月上旬までに作成、提出すること。

### 3 委託業務の内容

- (1) 調査票の作成  
調査票のデザイン作成及び印刷
- (2) 調査対象者抽出  
地域別の人口、企業規模別等を勘案し調査対象者を抽出、調査対象者を選定し、宛名シール作成
- (3) 送付用封筒及び返信用封筒の調達又は作成  
返信用封筒を同封し、調査票を送付すること。なお、送付にかかる費用は受託者の負担とする。
- (4) Web 回答フォームの作成
- (5) 調査票等の発送及び回収  
目標回収率を設定し、目標達成に向けて取組を行うこと。なお、回収に係る費用は受託者の負担とする。
- (6) 調査結果の集計及び分析
  - ・企業アンケート調査については、全体集計の他、地域別、日本標準産業分類別及び従業員規模別ごとの集計
  - ・企業アンケートの名古屋市地域分については、県が提供する別途調査済みデータを併せて集計すること。
  - ・県民アンケート調査については、全体集計の他、性別、年齢別、職業別、未・既婚別、共働き状況別及び地域別の属性ごとの集計
  - ・設問毎に県が指定する内容によるクロス集計
  - ・自由意見については、回答を類型化し、類型ごとに件数を集計した上で回答者の属性を付し回答全文を収録した記録を作成すること。
- (7) 報告書の作成
  - ア 作成物及び仕様
    - ・調査結果等を詳細に記載した調査報告書  
A4判100ページ程度 表紙モノクロ 本文モノクロ 200部
    - ・ホームページ掲載用PDFファイルデータ一式  
A4判100ページ程度（各ファイル容量が1MB以上にならないよう分割しCD-Rにて提出）
    - ・ホームページ掲載用PDFファイルの原稿となるワードデータ、エクセルデータ一式（CD-Rにて提出）
  - イ 構成内容
    - (ア) 表紙、前書き、目次
    - (イ) 企業・県民アンケート調査
      - a 調査の概要

- ・調査の概要（調査目的、調査概要、報告書の見方）
- ・回答者の属性（企業アンケート調査については、地域別、日本標準産業分類別及び従業員規模別との比較。県民アンケート調査については、性別、年齢、職業、未・既婚、共働き状況、地域、既存調査等との比較。）
- ・調査結果の要約

#### b 調査結果

- ・設問項目ごとに全体集計グラフ、結果のポイントを文章で記述すること。
- ・設問項目ごとに属性別集計グラフ、結果のポイントを文章で記述すること。
- ・設問項目ごとに県の指定する内容によるクロス集計グラフ、結果のポイントを文章で記述すること。
- ・設問項目ごとに既存調査（5調査程度）との経年比較グラフ、結果のポイントを文章で記述すること。

#### (ウ) 調査の結果の分析

- ・県が指定する項目（20項目程度）ごとに、両調査の結果に差異や同質性があるかどうか、結果のポイントを文章で記述すること。

#### (エ) 調査票

- ・調査票を添付すること。

## 4 その他

- (1) 本委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を必ず複数配置し、いずれかの者が常に県との連絡調整に対応可能な体制とする。
- (2) 受託者及びその従業員（退職者も含む。）は、本委託業務の実施において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本委託業務で作成した報告書等成果物の全ての権利は、県に帰属する。
- (4) 本委託業務の実施にあたり、本仕様書の事項について疑義が生じたときは、その都度県と協議の上、実施するものとする。